

那珂川町総合計画審議会 会議録（第2回）

平成22年2月15日(月) 14時00分から

於：那珂川町役場 本庁舎2階会議室

委員 12名出席

委員 4名欠席

町出席者 3名：笹渕政策推進課長、伊藤課長補佐、渡邊

ランドブレイン(株) 大津所長・米村主任

傍聴者 0名

1. 会長あいさつ

2. 事務局より

- ・会議録について(事務局説明)：第1回は次第・写真とともに公開。第2回以降は会長に確認後、要点筆記でホームページに掲載する。
- ・前回質問について(事務局説明)：「住民参画に関する記述が「大綱」からなくなっているがどういうことか」については、大綱5の中で謳い込んでいる。

事前配布資料：構想と計画について

事務局より基本構想と基本計画について説明

主な意見は下記のとおり

【意見1】

基本構想の考え方について、町から住民に対する約束事なのか、一緒に取り組む宣言的なものなのか。一緒に取り組む方向性の方がいいのではないか。

【事務局】

「基本構想」は地方自治法で規定されている。法的に方向性は定められておらず、「基本構想」に基づいて行政運営を行うと解釈している。「基本構想」のうち「将来像」は住民参画で作らせていただいた。「基本計画」は事務事業を見据えて行政主導で作る。

【意見2】

「基本構想」は具体的なことが感じられない。今後、那珂川町がどうするのか見えてこない。作るだけでなくこの先どうするのかセットで考えるべき。

【事務局】

「基本構想」は10年間の計画なので、具体的ではないが、基本計画で事業を細かく出す。そうでなければ評価できない。

【会長】

住民の実感が出発点となる。これから審議をはじめ総合計画なのでいろいろとご提案いただきたい。個別の事業は「基本計画」を念頭に置き、どの枠組みで議論するかということになるが、その方針を決めるのが「大綱」であり、それを踏まえて議論していただきたい。

【意見3】

「将来像」について、「思います」という表現が多いので、「必要である」など、課題を明らかにして姿勢を示すべき。

【事務局】

「将来像」の「思います」は、那珂川町全体の視点で作っており、「大綱」は行政の視点で作っている。

【意見 3 への意見】

「将来像」と「大綱」で使い分けができれば問題ない。

3 . 議事

資料 1 - : 施策大綱 1

資料 1 - : 第 4 次総合計画の施策体系を使ったイメージ (施策大綱 1)

資料 2 - : 施策大綱 2

資料 2 - : 第 4 次総合計画の施策体系を使ったイメージ (施策大綱 2)

(1) 施策大綱 1 「自然との共生を図るまちづくり」

資料 1 - : 施策大綱 1

資料 1 - : 第 4 次総合計画の施策体系を使ったイメージ (施策大綱 1)

事務局より、「将来像」と「施策大綱 1」のつながり及び基本的な施策について説明

主な意見は下記のとおり

【意見 4】

策定中の他計画とリンクさせ、進捗状況もわかるように総合計画を作ってほしい。

【事務局】

上位計画としてリンクさせるとともに進捗管理を出来るように作っていきたい。

【意見 5】

自然を守るためには行政だけでなく産業として自然に関わる人の参画が必要。

【意見 6】

自然は産業と結びつけないと守っていけないし、行政もすべて守ってはいけない。産業として自然に関わっている人はわずかであり、体験型農業など誰もが参画できるように工夫が必要。

(会長)

実現可能な手段があれば、「基本計画」に盛り込んでほしい。

【意見 7】

自然を守る担い手について、人材、リーダーがないということが問題。農業を基軸として考え、実行できる人がいないということ。育成しないと活性化できない。農業の素地をどう作るのか考えるべき。どうするのか研究するくらいのことは入れてもいいのでは。

(会長)

行政主導のものだけでなく、民間を誘導する施策も言及できることがあれば入れていただきたい。

【意見 8】

乱開発の防止は都市計画の見直しまでも考えてのことなのか。

【事務局】

現在考えているのはパトロールなどが中心で、都市計画の変更までは考えていないが、同時期に改訂する都市計画マスタープランの内容を確認する。

【意見 8 への意見】

都市計画の網をかけていなかったのが今ようになったが、規制するのは利害関係もあり難しい。自然を守りながら経済活動もしなければならない。規制をかけ過ぎても町がさびれる。

【事務局】

乱開発の防止は、取り組み可能な範囲でこのまま大綱として入れる。

【意見 9】

産業の振興は新たなことに取り組んでいかなければ衰退していく。

(会長)

常にチャレンジすることをふまえながら議論したい。いろいろな大綱の部分で出てくるはずだが、特に大綱 4 が大綱 5 での議論となると思う。

(2) 施策大綱 2 「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」

資料 2 - : 施策大綱 2

資料 2 - : 第 4 次総合計画の施策体系を使ったイメージ (施策大綱 2)

事務局より、「将来像」と「施策大綱 2」のつながり及び基本的な施策について説明

審議については、次回(第 3 回)へ延期。

以下は、全体的な内容に対する意見

【意見 10】

総合計画が完成するまえに、課など誰が責任を持つかというチェック体制を整えなければならない。

【事務局】

第 5 次総合計画は進捗管理をうまくやっていきたいと思っている。誰が、という部分について、工夫をしていきたい。

(会長)

課まで明らかにすると縦割りになるので、横串が必要になる。

【意見 11】

策定にあたり、各分野の現場の人を呼んで意見を聞くなど現状がどうなっているのか知ったうえで議論したい。

【事務局】

総合計画は分野が幅広く呼ぶことは難しい。要望を聞いたものはないが、資料はあるので用意する。

【意見 12】

大綱の文章は、「アンケート」など具体的に何のアンケートなのか不明な部分や主語・述語が対応していない部分がある。

【事務局】

意見をふまえて修正したい。

【意見 13】

住民が主体的に取り組むように「積極的に」という言葉を入れたい。住民の責務も盛り込むと自分の問題として捉えることができる。

【意見 14】

産業に関してどういう取り組みをしているのか、産業課の業務を知りたい。(次回回答)

次回開催日程について

第3回：3月2日（火） 14時から、勤労青少年ホーム2階会議室にて。